

| 用語             | 説明   |
|----------------|--|
| あ行             |  |
| あいサポート運動       | 障がいの内容・特性や、障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解していただき、障がいのある方への配慮やちょっとした手助けを行っていただく運動                 |
| アウトリーチ         | 援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかける訪問による支援  |
| いきいき百歳体操       | 高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるように支援することを目指し、平成14年に高知県高知市が開発した重りを使った筋力運動の体操。                  |
| NPO(エヌピーオー)    | Non Profit Organization の略で、営利を目的としないで、社会的使命の実現を目的とする民間組織  |
| お元気コール         | 一人暮らし高齢者等に対して、定期的に電話で安否確認を行う事業   |
| か行             |  |
| 介護予防・生活支援センター  | 市が開催する「介護予防・生活支援センター養成講座」を受講し、地域において高齢者を支える介護予防や生活支援の取組を行うボランティア。                                    |
| 共助             | 互いに助け合うこと。例えば、隣近所の助け合いや支え合い  |
| 協働             | 複数の主体が何らかの目標等を共有し、ともに力を合わせてする活動。本計画では、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、お互いの特性を發揮して、より良いものをともに創りあげていく具体的な行為や行動      |
| KGI(ケージーアイ)    | 重要目標達成指標。事業やプロジェクトなどの最終的な目標を定量的に評価する指標   |
| KPI(ケーピーアイ)    | 重要業績評価指標。KGIを達成するためのプロセスが適切に実施されているかを定量的に評価する指標  |
| 合計特殊出生率        | 人口統計上の指標で、15歳～49歳までの女性の出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの人数に相当する。                           |
| 合理的配慮          | 障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で行う、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮                               |
| 高齢者虐待          | 高齢者的人権を著しく侵害し、心身の健康又は生命に深刻な影響を及ぼす行為。身体的な暴力や拘束のほか、人格や人権を否定する言葉による暴力、介護放棄、財産の不適切な使用など。                 |
| コミュニティソーシャルワーク | 地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を地域全体で考え、多くの人の協力を得ながら解決に取り組むこと。         |
| さ行             |  |
| 児童扶養手当         | 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当                    |
| 情報アクセシビリティ     | 高齢者や障がいのある方に限らず、全ての人が、様々な場面・状況下においても情報を入手・利用・意思疎通ができるようにすること。  |
| すこやかボランティア     | 高齢者等が施設等で行う、介護支援のボランティア活動の取り組みを支援し、その活動実績をポイントとして評価・付与するとともに、当該高齢者等の申し出によりポイントを交付金及び地域の特色を活かした物品に転換す |

|              |  |  |
|--------------|--|--|
|              |  | る事業  |
| 生活支援コーディネーター |  | 生活支援等のサービスの充実のため、地域のニーズ把握やボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに、地域での支え合いを構築するため、地域資源の開発や関係機関の情報共有、ネットワーク化を行うコーディネーター。 |
| 成年後見制度       |  | 認知症・知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分となり、財産管理や福祉サービスの契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難な人を保護・支援する制度。                                     |
| 災害ボランティアセンター |  | 大規模災害時、市社協が行政や防災関係機関の対応を補い、被災者の要望とそれに応えるボランティアを調整し、被災者の支援と復興のために開設するセンター   |
| 児童虐待         |  | 児童や幼児などの人権を著しく侵害し、心身の健康又は生命に深刻な影響を及ぼす行為。身体的な暴力のほか、性的虐待、著しい減食や長時間の放置といった育児放棄(ネグレクト)など                                 |
| 障がい者虐待       |  | 障がい者の人権を著しく侵害し、心身の健康又は生命に深刻な影響を及ぼす行為。身体的な暴力や拘束のほか、人格や人権を否定する言葉による暴力、介護放棄、財産の不適切な使用など                                 |

#### た行

|                   |   |
|-------------------|---|
| 地域子育て支援拠点施設       | 子育て親子が気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するための施設。市内に 26箇所設置  |
| 地域住民グループ支援事業      | 地域において高齢者の生きがいと社会参加を促すとともに、社会的孤立感の解消や自立生活、要介護状態になることの予防を目的とする団体等に対して支援を行う事業   |
| 地域ケア会議            | 地域包括ケアシステムを構築するため、市、地域包括支援センター、介護支援専門員、地域住民、関係機関などが参加し、高齢者個人に対する支援の充実や個別ケース会議の積み重ねによって明らかになった地域課題等に対し、有効な支援策を検討し社会基盤の整備につなげていく会議。 |
| 地域づくり協議会          | 各地域において様々な団体が連携し、地域づくりに取り組む協議体の総称   |
| 地域福祉活動団体等         | 地域福祉の向上を目的としたボランティア団体・グループや当事者団体。NPO 法人又は地区社会福祉協議会など。   |
| 日常生活自立支援事業        | 軽度の認知症高齢者や障がい者等、日常生活での判断の力が十分でない、または、生活に不安を持っている人が地域でできる限り自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う事業。                                 |
| 地域包括支援センター        | 高齢者への総合的な生活支援の窓口となる機関   |
| 地域密着型サービス         | 高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるように支援する介護サービス   |
| 地域見守り支え合い(需給調整)会議 | 小地区で課題が発生した場合、地域福祉活動の担い手が主体となり、市社協等と連携し、専門機関も交えて解決に向けた協議を行う場  |
| 地区社会福祉協議会(地区社協)   | 住みやすい地域・社会づくりをめざして、住民が進んで福祉活動へ参加できるように組織された任意団体   |
| DV(ディーブイ)         | ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人などからの身体的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及び心身に有害な影響を及ぼす言動   |

|    |                |  |
|----|----------------|--|
|    | 当事者団体          | 同じ悩みや問題を持つ人などが集まり、交流や親睦を深め、体験の分かち合いを通じて自己決定や自己実現を行うなど、自立した生活や社会参加を促す役割を担う団体                    |
| な行 |                |  |
|    | 認知症センター        | 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症高齢者等やその家族に対して温かい目で見守る応援者   |
| は行 |                |  |
|    | パブリックコメント      | 市民生活に広く影響を与える市の重要な計画の案及び条例等の案の形成過程を市民に公表し、広く市民の意見又は提案を募集するとともに、提出された意見等を十分に考慮し、その反映状況等を公表する手続き |
|    | バリアフリー         | 地域における施設や住宅、交通といった生活環境において、普通に生活することを阻んでいる障壁(バリア)の除去   |
|    | ピアサポート         | 同じ立場の人が仲間として相談を受けるなどの支援を行うこと。障がいのある人が、同じ障がいのある人から体験談等を聞くことにより、勇気づけられるような精神的な支援                 |
|    | 福祉員            | 地域住民から選出され、市社協及び地区社協会長から委嘱を受けて福祉活動を行う地域福祉活動の推進者  |
|    | 避難行動要支援者名簿     | 高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための名簿                              |
|    | 避難マイプラン        | 高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための個別計画。   |
|    | 福祉の種まきリーディング事業 | 地区社協やボランティア活動団体等が協力して、地域住民が気軽に地域福祉活動に参加できる活動を企画し、地域に地域福祉活動の芽を育てることを目的とした事業                     |
|    | ふれあい型給食サービス事業  | 一人暮らしの高齢者等で食事の調達が困難な方に対して、月に1回程度、健康保持と見守りを兼ねて弁当を配達するサービス                                       |
|    | 募金百貨店プロジェクト    | 山口県共同募金会が新たな取り組みとして、企業等と寄付つきの商品・企画をつくり、赤い羽根共同募金が募金の百貨店になろうというプロジェクト                            |
| ま行 |                |  |
|    | 見守りネットワーク      | 地域住民や民生委員・児童委員、福祉員、ボランティア等でグループを編成し、一人暮らしの高齢者など、日常生活が気になる人を計画的に訪問する活動                          |
|    | まちづくりアンケート     | 18歳以上の無作為に選んだ市民を対象に現在の状況や今度のまちづくりについて意見を尋ね、総合計画策定の基礎資料とするために毎年実施している調査。                        |
| や行 |                |  |
|    | やまぐち路傍塾        | 学校や地域交流センター等の学校教育・社会教育・生涯学習の場面を支援する、ボランティア人材登録制度。コーディネーターが活用の調整をする                             |
|    | ユニバーサルデザイン     | 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにするデザイン   |